

「平成30年度小樽市食品衛生監視指導計画(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数 | 1人 |
| 2 意見等の件数 | 6件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

| No. | 意見等の概要 | 市の考え方等 |
|-----|--|--|
| 1 | 有毒植物による食中毒について、販売店に住民が山菜を持ち込んで売り渡すことを想定し、住民からの持込品を販売する店舗を監視対象に含めた方がよいのではないか。 | これまで国内で発生した有毒植物による食中毒は、住民の誤食が原因となることが多いことから、住民への有毒植物の正しい知識の普及が最重要と考え、住民を中心に対象としました。しかし、御意見のとおり販売者への周知も必要と考え、平成28、29年度には、住民のほか、青果仲買人や量販店への周知を併せて実施いたしましたので、平成30年度においても、引き続き啓発いたします。 |
| 2 | 適正な表示の指導について、外国人観光客数の増加を考慮し、特に、宗教上必要な情報について、国際基準等の検討が必要ではないか。 | 適正な表示の指導については、消費者庁が所管する食品表示法に基づき実施しています。本市においては、引き続き、食品表示法に基づく指導を実施して参ります。 |
| 3 | 保健所からの情報提供について、インターネットの普及が徹底されていないため、ホームページ以外の提供を重点的に行った方がよいと考える。 | ホームページ以外での情報提供については、これまで、小樽市のフェイスブックや広報おたるへの掲載を実施してきました。また、食中毒の発生等、緊急を要する情報については、報道機関への周知を実施しています。いただいた御意見を踏まえ、できる限り多くの方に情報提供できるよう、効果的な提供方法を検討し、幅広い情報発信を目指します。 |
| 4 | HACCPの導入について、自力で導入した事業者については、本当にHACCPとして機能しているのか、導入後の事後指導が必要ではないか。 | まずは、HACCP導入施設の把握に努め、導入している施設については、HACCP導入型基準を選択するよう促し、選択後に基準に適合しているか監視指導を実施します。 |
| 5 | 食中毒等発生時の対応について、発症者への対応についても触れた方がよいのではないか。特に、ひとり世帯の高齢者について、症状が食中毒によるものなのかの判断、どの医療機関に行くべきなのかの判断を行うのが困難であると考えられる。 | 食中毒等が発生した場合の役割について、保健所では、発症状況や喫食状況等の食中毒調査を行い、食中毒患者の診断及び治療は医療機関が行います。また、保健所では、食中毒に関する相談があった場合は、必要な調査を実施するとともに、必要に応じて医療機関の受診について助言します。 |
| 6 | 外国人観光客が食中毒になった場合の対応を講じておく必要があるのではないか。 | 外国人観光客における食中毒関連調査については、必要に応じて旅行代理店等に協力を要請するなど、必要な調査を可能な限り実施し、原因究明に努めます。 |